



第15回 定時株主総会招集ご通知

2023年8月1日～2024年7月31日

議 案

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |

お土産をご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ラクスル株式会社

(証券コード 4384)

来場事前登録方法

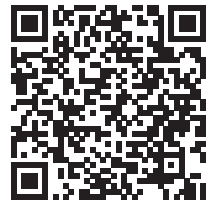
本株主総会への出席について、総会会場の株主様の出席人数の事前認識のため事前登録制を採用しております。
ご出席を予定される株主様は、下記の受付専用ウェブサイトにて事前に登録をお願いします。
下記の事前登録をされていない株主様におかれましては、インターネットまたは書面（郵送）による事前の議決
権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

事前登録期限 **2024年10月16日（水）午後6時**

事前登録方法 受付専用ウェブサイトでのお申込み

<https://forms.gle/rHwDcmKDL7mXmpZo9>

※スマートフォン・携帯電話からは右記のQRコードを読み取るこ
とでもアクセス可能です。



パソコン・スマートフォン・携帯電話から受付専用ウェブサイトへアクセス後、画面にしたがい、下記
の事項をご記載のうえ、ご送信ください。

- ・メールアドレス
- ・株主番号 議決権行使書用紙右下に記載されている8桁の数字
- ・氏名／ふりがな
※法人の場合は、法人名と、部署名・役職も併せてご記入ください。

株主総会当日について

事前登録は株主様お一人一回限り有効です。複数回登録されました場合、最後に登録されたものを有効な登録と
させていただきます。

事前登録を行った株主様は、「議決権行使書用紙」をご持参のうえ、本総会当日に受付までお越しください。

事前登録のお申込みのご送付の際に当社が取得した株主様の個人情報は、本株主総会に関する業務以外に使用することはありません。

ドメイン指定受信をされている方は、「@google.com」からのメールを受信可能とするよう設定をお願いいたします。その他、ご利用のプロ
バイダーまたは携帯電話会社のセキュリティ等の設定によってメールを受信できない事象につきましては当社側では対応いたしかねますので、
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 4384
2024年10月9日

株 主 各 位

東京都品川区上大崎二丁目24番9号
ラ ク ス ル 株 式 会 社
代表取締役社長 グループCEO 永 見 世 央

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.raksul.com/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「IRニュース」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4384/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ラクスル」または「コード」に当社証券コード「4384」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



株主の皆様におかれましては、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使できますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年10月23日（水曜日）午後7時までにインターネットにより事前に議決権を行使していただくか、2024年10月23日（水曜日）午後7時までに到着するよう議決権行使書用紙をご返送していただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使の方法等につきましては、4頁をご参照ください。
なお、ご来場については**事前登録制**とさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時

2024年10月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所

東京都品川区上大崎二丁目24番9号 アイケイビル1階
3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第15期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第15期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案

定款一部変更の件
4. 議決権の行使について

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以 上

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

①事業報告の新株予約権等の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針、剰余金の配当等の決定に関する方針

②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表

③計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を、前記インターネット上の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2024年10月23日（水曜日）午後7時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2. インターネットによる議決権の行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記「2. (1) パソコンによる方法」にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

5. システム等に関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電 話 0120-173-027（フリーダイヤル）
受付時間 9:00～21:00

〈機関投資家の皆様へ〉

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

当期の剰余金の配当について

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を当社定款第37条に定めております。

当期の期末配当につきましては、2024年9月12日開催の取締役会において、剰余金の配当を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

なお、配当関連書類は「第15回定時株主総会決議ご通知」に同封してお送りいたします。

記

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき1.7円
配当総額は、98,876,332円となります。
2. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2024年10月25日（金曜日）

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除き、社外取締役を含む。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会への諮問・答申を経ております。また、監査等委員会においても検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 （生 年 月 日）	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 （ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ）	所 有 す る 当社の株式数
1	ながみよ中央 永見世央 (1980年8月11日) 再任	2004年 4 月 みずほ証券株式会社入社 2006年 8 月 カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 2013年 9 月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2014年 4 月 当社入社 経営企画部長 2014年10月 当社取締役CFO 2020年 6 月 株式会社ブリッジ・シー・キャピタル（現、クリアル株式会社）社外取締役（現任） 2020年10月 株式会社ペライチ監査役 2022年 8 月 当社SVP of Corporate 2022年 8 月 ハコベル株式会社取締役 2023年 8 月 当社代表取締役社長 グループCEO（現任） 2023年10月 ノバセル株式会社取締役（現任）	617,700株
2	まつもとやすかね 松本恭攝 (1984年10月10日) 再任	2008年 4 月 A.T.カーニー株式会社入社 2009年 9 月 当社設立 代表取締役社長CEO 2020年 7 月 RAKSUL INDIA PRIVATE LIMITED Director（現任） 2020年11月 当社ラクスル事業本部長 2022年 2 月 ノバセル株式会社取締役 2022年 2 月 ジョーシス株式会社代表取締役（現任） 2023年 8 月 当社代表取締役会長 2023年10月 当社取締役会長(現任)	7,582,450株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	みやうちよしひこ 宮内義彦 (1935年9月13日) 再任	1960年 8 月 日綿實業株式会社（現、双日株式会社）入社 1964年 4 月 オリエント・リース株式会社（現、オリックス株式会 社）入社 1970年 3 月 同社取締役 1980年12月 同社代表取締役社長・グループCEO 2000年 4 月 同社代表取締役会長・グループCEO 2003年 6 月 同社取締役兼代表執行役会長・グループCEO 2006年 4 月 株式会社ACCESS社外取締役（現任） 2014年 6 月 オリックス株式会社シニア・チェアマン（現任） 2017年 6 月 カルビー株式会社社外取締役（現任） 2019年10月 当社社外取締役（現任） 2020年 5 月 株式会社ニトリホールディングス社外取締役（現任）	7,660株
4	こばやしけんじ 小林賢治 (1978年5月11日) 再任	2005年 4 月 株式会社コーポレートディレクション入社 2009年 4 月 株式会社ディー・エヌ・エー執行役員 2011年 6 月 同社取締役 2015年 6 月 同社執行役員 2017年 7 月 シニフィアン株式会社設立 共同代表（現任） 2020年10月 当社社外取締役（現任） 2023年10月 株式会社ツクルバ社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年 7 月 株式会社gumi社外取締役（監査等委員）（現任）	9,780株
5	むらかみゆみこ 村上由美子 (1965年2月6日) 再任	1989年 8 月 国際連合開発計画（バルバドス） 1991年 1 月 国際連合事務局（ニューヨーク） 1991年 9 月 国際連合カンボジア暫定統治機構（プノンペン） 1994年 8 月 Goldman Sachs International（ロンドン） 1997年 5 月 Goldman Sachs and Co.（ニューヨーク） 2004年12月 同社マネージングディレクター 2008年 4 月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 マネージングディレクター 2009年 9 月 クレディ・スイス証券株式会社 マネージングディレクター 2013年 9 月 OECD（経済協力開発機構）東京センター所長 2021年 5 月 MPower Partners Fund L.P.設立 ゼネラルパートナ ー（現任） 2021年 6 月 株式会社大和証券グループ本社社外取締役（現任） 2021年10月 当社社外取締役（現任）	5,020株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者とした理由
- (1) 永見世央氏は、金融、投資、財務戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、当社CFOとして資本政策及び経営管理業務全般を管掌し、当社の成長を牽引してきました。2023年8月より当社の代表取締役社長CEOに就任し、グループ全体の経営の指揮を執っています。今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 松本恭攝氏は、当社の創業者として先見性と強力なリーダーシップで当社を率いるとともに、BtoBシェアリングプラットフォームという当社ビジネスモデルの創出を主導してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。
3. 宮内義彦氏、小林賢治氏及び村上由美子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- (1) 宮内義彦氏は、上場企業における代表取締役としての経験に基づき、当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。今後も取締役会の監督機能の強化への貢献、及び幅広い経営視点からのご意見を期待しております。
 - (2) 小林賢治氏は、上場企業における経営者としての経験に基づき、当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。今後も上場企業としてのポートフォリオ経営において、攻め・守り両面を意識したガバナンス体制の強化を期待しております。
 - (3) 村上由美子氏は、国際機関及びグローバルカンパニーにおける経験に基づき、当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。当社組織のグローバル化、ポートフォリオ経営に向けた投資家としての視点、及び持続的な成長の前提となるダイバーシティの推進について、当社経営への貢献を期待しております。
5. 宮内義彦氏、小林賢治氏及び村上由美子氏は、現在、当社の社外取締役であります。宮内義彦氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年、小林賢治氏は4年、村上由美子氏は3年となります。
6. 当社は、宮内義彦氏、小林賢治氏及び村上由美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、各氏を引続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は、宮内義彦氏、小林賢治氏及び村上由美子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。
8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員の状況 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。本議案候補者の選任が承認されますと、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
9. 「所有する当社の株式数」については、2024年7月31日現在の所有株式数を記載しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会への諮問・答申を経ております。また、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
黒澤 久美子 (1979年9月1日) 新任	2002年10月 中央青山監査法人（後のみずほ監査法人）入所 2007年 7 月 新日本監査法人（現、E Y新日本有限責任監査法人）入所 2023年 1 月 黒澤久美子公認会計士事務所開設 所長（現任） 2024年 7 月 独立行政法人労働者健康安全機構 監事（非常勤）（現任）	- 株

- (注) 1. 候補者黒澤久美子氏の戸籍上の氏名は、林久美子であります。
2. 候補者と当社との間に利害関係はありません。
3. 黒澤久美子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
黒澤久美子氏は、公認会計士として長年にわたり活躍され、ファイナンス・会計の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、ファイナンス・会計に関する専門知識と豊富な監査経験を当社の経営全般の監査・監督に活かしていただくことで、当社のガバナンス体制強化に資することが期待され、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
5. 当社は、黒澤久美子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所への届出書の提出を予定しております。
6. 黒澤久美子氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員状況 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
8. 「所有する当社の株式数」については、2024年7月31日現在の所有株式数を記載しております。

(ご参考) 取締役の専門性と経験（スキルマトリックス）

本株主総会において各取締役候補者が原案どおり選任された場合の当社取締役の専門性と経験は、次のとおりとなります。

対象議案	第1号議案					第2号 議案	任期中の取締役 (監査等委員)		
候補者番号	1	2	3	4	5				
氏名	永 見 世 央	松 本 恭 攝	宮 内 義 彦	小 林 賢 治	村 上 由 美 子	黒 澤 久 美 子	森 尚 美	琴 坂 将 広	宇 都 宮 純 子
独立・社外役員			独立 社外	独立 社外	独立 社外	独立 社外	独立 社外	独立 社外	独立 社外
性別	男性	男性	男性	男性	女性	女性	女性	男性	女性
企業経営	○	○	○	○					
アントレプレナーシップ		○	○						
テクノロジー		○		○					
M&A・投資	○		○	○	○				
ファイナンス・会計	○		○	○	○	○	○		
法務・コンプライアンス・リスクマネジメント	○					○	○	○	○
グローバル経営		○	○		○			○	
サステナビリティ・ESG	○		○	○	○			○	○

No.	スキル項目	選定理由
1	企 業 経 営	長期的な視点に立った経営に従事するにあたり、適切な支援・アドバイス・監督が重要であり、そのためには経営に関する経験（特に上場企業の経営者等業務執行の経験）が必要である。
2	アントレプレナーシップ	オーガニックな事業成長を実現していく中で、BtoBの様々な事業立ち上げとグロースの知見・経験が必要である。
3	テ ク ノ ロ ジ ー	技術革新等の変化のスピードが速いテクノロジー業界において、最新の技術動向やテクノロジーがもたらす環境変化に関する知見・経験が必要である。
4	M & A ・ 投 資	非連続な成長を実現するために、健全な投資活動やM&A戦略、投資後のPMIについての知見・経験が必要である。
5	ファイナンス・会計	刻々と変化する金融環境において、大胆な投資を通じた成長を遂げるために、財務・ファイナンス・会計に関する知見・経験が必要である。
6	法務・コンプライアンス・リスクマネジメント	持続的成長と企業価値の向上のために、健全なコンプライアンス体制の構築や適切なリスクマネジメントに関する知見・経験が必要である。
7	グ ロ ー バ ル 経 営	グローバルでの事業展開や組織運営を拡大するために、適切な経営監督を実行する知見・経験が必要である。
8	サステナビリティ・ESG	長期にわたって企業価値を向上させ続ける中で、持続可能な社会の実現への貢献に関する具体的な知見・経験が必要である。

(ご参考) 当社の社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役となる者の独立性を担保し、もって健全なコーポレートガバナンス体制を確立するため、社外取締役の独立性基準を次のとおり定めます。当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外取締役が、次の項目のいずれにも該当しないと確認される場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

1. 当社業務執行者
当社又は当社子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者
「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、及び使用人等をいう。
2. 主要取引関係者
 - (1) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の2％を超える額の支払いを当社グループに対し行った者をいう。なお、当社グループが連結決算を実施していない場合は、年間連結売上高に代え、当社の年間単体売上高を基準とする。
 - (2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2％を超える額の支払いを当社グループから受けた者をいう。なお、その者が連結決算を実施していない場合は、年間連結売上高に代え、その者の年間単体売上高を基準とする。
 - (3) 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者
「当社グループの主要な借入先」とは、当社グループの借入額が、直近事業年度末の当社グループの連結総資産額の2％を超える借入先をいう。なお、当社グループが連結決算を実施していない場合は、連結総資産額に代え、当社の単体総資産額を基準とする。
3. 専門的サービス提供者
 - (1) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
「多額の金銭その他の財産」とは、専門的サービスを提供する者が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、直近事業年度において年間1千万円を超えるときをいい、専門的サービスを提供する者が法人、組合等の団体の場合は、当社グループから受け取った当該財産の合計額が、直近事業年度において当該団体の年間連結売上高もしくは年間総収入額の2％又は1千万円のいずれか高い方の額を超えるときをいう。なお、当該団体が連結決算を実施していない場合は、年間連結売上高に代え、当該団体の年間単体売上高を基準とする。
 - (2) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
4. 議決権保有者
 - (1) 当社総議決権の10％以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
 - (2) 当社グループが総議決権の10％以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
5. 寄付又は助成を受けている者
当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
「多額の寄付又は助成」とは、年間1千万円以上の寄付又は助成をいう。
6. 過去該当者
 - (1) 上記1に過去10年間に於いて該当していた者
 - (2) 上記2ないし5に過去3年間に於いて該当していた者
 - (3) 上記1ないし5のいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部門責任者等の重要な業務を執行する従業員をいう。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

連続的なM&Aの実施による事業拡大にともなう人員増強に対応できるオフィスフロア面積を確保し、グループ会社相互の一体感の醸成や多様な働き方を支援できるオフィス環境づくりを目的として、当社本社を東京都品川区から東京都港区に移転することを取締役会において決定しております。これに伴い、当社現行定款第3条（本店の所在地）を東京都品川区から東京都港区に変更するとともに、2025年2月28日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって変更の効力を生ずるものとし、その旨の附則を新設するものであります。

併せて、本変更に伴い、附則につきまして、表題である「附則」の記載位置を移設するとともに、既に存在する条文を第1条とし、新設する条文を第2条とするものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。 （移 設） （監査役の責任免除に関する経過措置） 附則 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第10回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 （新 設）	（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。 附 則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第10回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 （本店の所在地に関する経過措置） 第2条 定款第3条（本店の所在地）の変更は、 <u>2025年2月28日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

以 上

事業報告

(2023年 8 月 1 日から)
(2024年 7 月31日まで)

1. 企業集団の現況

企業集団の現況は以下のとおりであります。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の分類が2類から5類へ移行するなど収束へ向けた動きが加速し、個人消費の拡大や海外からの渡航者の増加等、社会・経済活動の正常化に向け緩やかな持ち直しの傾向が見られました。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の悪化といった地政学的なリスクの顕在化に伴う緊張感の高まりによる資源価格の高騰に加えて、記録的な水準で円安が進行するなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」というビジョンの基、主に印刷・集客支援のプラットフォーム「ラクスル」、テレビCM・動画広告をはじめとするマーケティングプラットフォーム「ノバセル」を運営してまいりました。

当連結会計年度から代表取締役の変更もあり、ラクスルグループにとって第二創業期に入りました。複数の事業を運営する中で、オーガニックの成長だけでなく、連続的なM&Aによる拡張を通じて更なる事業成長、ひいては企業価値の創出をより一層加速させております。

当連結会計年度においては、商材の拡張を目的とするM&Aや原価低減などの収益性改善を目的とするM&Aを連続的にを行い、早期のシナジー創出のためにPMIに注力したほか、子会社を吸収合併することで事業成長をより一層促進するなど、新たなグループ作りに向けて積極的な動きをしております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は51,121百万円（前期比24.6%増）、営業利益は2,523百万円（前期比42.9%増）、経常利益は2,041百万円（前期比74.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,118百万円（前期比59.4%増）となりました。

セグメント毎の状況は、次のとおりであります。

(ラクスルセグメント)

「ラクスル」においては、ラクスルエンタープライズが導入企業2,000社を突破するなど既存事業がオーガニックな成長を続ける中、株式会社ラクスルファクトリー、株式会社AmidAホールディングス（現、株式会社ハンコヤドットコム）、株式会社エーリンクサービスの株式取得を通じて、商材の拡張や収益性の改善に向けた取り組みを行っており、継続的なM&Aによる拡張も実現しております。

この結果、売上高は47,097百万円（前期比24.8%増）、セグメント利益は5,139百万円（前期比38.8%増）となりました。

(ノバセルセグメント)

「ノバセル」においては、制作の売上が振るわなかった一方で、高速調査サービス「ノビシロ」をはじめとするSaas事業は順調に拡大を続けております。さらに、株式会社WildSideの株式取得によるTVCMのバイイングの強化（番組指定・短期間・短納期バイイング、並びに高速PDCAの実現）や、株式会社Antooの株式取得による出張動画サービスのリリースなど、M&Aを活用しながら顧客価値の拡大を追求しております。

この結果、売上高は2,476百万円（前期比6.6%減）、セグメント損失は61百万円（前年はセグメント損失15百万円）となりました。

事業別売上高

事業区分	第14期 (2023年7月期) (前連結会計年度)		第15期 (2024年7月期) (当連結会計年度)		前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ラクスル	37,751百万円	92.0%	47,097百万円	92.2%	9,346百万円	24.8%
ノバセル	2,652	6.5	2,476	4.8	△176	△6.6
その他事業	614	1.5	1,547	3.0	932	151.8
合計	41,018	100.0	51,121	100.0	10,102	24.6

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は595百万円であります。

③資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関からの借入により5,750百万円の資金調達を行いました。また、社債の発行により2,450百万円を調達しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2021年7月期)	第 13 期 (2022年7月期)	第 14 期 (2023年7月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2024年7月期)
売 上 高 (百万円)	—	33,980	41,018	51,121
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	—	△167	1,168	2,041
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	—	1,021	1,329	2,118
1 株当たり当期純利益 (円)	—	17.69	22.86	36.33
総 資 産 (百万円)	—	28,633	32,665	43,863
純 資 産 (百万円)	—	9,312	13,909	15,678
1 株当たり純資産額 (円)	—	144.26	215.89	243.80

(注) 1. 第13期より連結計算書類を作成しているため、第12期以前の各数値については記載しておりません。
2. 当社は、2023年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2021年7月期)	第 13 期 (2022年7月期)	第 14 期 (2023年7月期)	第 15 期 (当事業年度) (2024年7月期)
売 上 高 (百万円)	25,523	30,008	31,208	45,127
経 常 利 益 (百万円)	130	589	1,738	2,679
当 期 純 利 益 (百万円)	160	960	1,278	2,199
1 株当たり当期純利益 (円)	2.81	16.64	21.98	37.71
総 資 産 (百万円)	21,916	25,821	30,085	41,783
純 資 産 (百万円)	7,996	9,852	14,357	16,209
1 株当たり純資産額 (円)	130.01	153.55	223.62	252.95

(注) 当社は、2023年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ラクスルファクトリー	1百万円	100.0%	印刷物の製造
株式会社ハンコヤドットコム	79百万円	100.0%	印鑑・スタンプのECサイト「ハンコヤドットコム」の運営
株式会社エーリンクサービス	10百万円	100.0%	トートバッグ・エコバッグのECサイト「トートバッグ工房」の運営
ノバセル株式会社	100百万円	100.0%	マーケティングプラットフォーム「ノバセル」の運営

(注) 1. 2023年8月1日付で、当社の連結子会社である株式会社ダンボールワンを吸収合併しております。
2. 2023年8月1日付で、株式会社ラクスルファクトリーの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。
3. 2023年10月2日付で、株式会社AmidAホールディングスの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。なお、2024年7月1日付で、同社を存続会社、同社の連結子会社2社を消滅会社とする吸収合併を行い、存続会社である株式会社AmidAホールディングスの商号を「株式会社ハンコヤドットコム」に変更しております。
4. 2024年6月28日付で、株式会社エーリンクサービスの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

①国内印刷EC市場の拡大

主力事業であるラクスルセグメントが属する国内印刷EC市場は年々拡張しております。EC化率の継続的な上昇を背景に急速な成長を続ける国内印刷EC市場の中で、リーディングカンパニーとして市場を牽引する立場であり続けることが当社グループの成長においても重要であると考えております。

②サービスの認知度向上、新規ユーザーの獲得

今後も高い成長率を持続していくためには、サービスの認知度を向上させ、新規ユーザーを獲得することが必要不可欠であると考えております。従来より、積極的な広報活動に加え、インターネットを活用したマーケティング・広告活動、大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

③顧客ニーズ充足を意識した商品ラインナップ拡充

顧客基盤の拡大に伴い、顧客ニーズも多様化いたします。多様化する顧客ニーズを的確に捉え、一般的にロングテールといわれる購買頻度の少ない商品も含めた取扱商品の拡大を推進するとともに、新規カテゴリへの拡張、更なる顧客基盤の拡大へとつなげていくことが重要であると考えております。ラクスルセグメントにおいては、販促・ノベルティ印刷を中心に商品ラインナップの拡充を継続的に進めております。ノバセルにおいては、Web広告にも裾野を広げていて顧客に多くの選択肢を提供できるようになりました。

④事業拡大と収益性向上を両立した事業運営

ラクスルセグメントの事業モデルの特長は、全国の印刷会社と提携し、各会社における印刷機の非稼働時間を活用することで、効率性の高い生産体制を維持している点があります。事業基盤が拡大するにつれて提携印刷会社数及び一会社当たりへの発注量も増えていきますが、提携印刷会社との綿密なコミュニケーション及び協業により、事業が拡大していく中でも低価格かつ安定した品質の商品を継続して提供してまいります。

⑤取引データの蓄積・解析体制の強化

取引の情報は、日々データベースに蓄積されております。注文情報や商品構成等、ユーザーの動きを把握し、PDCAサイクルを高速で回せる仕組みを整備しておりますが、より高度なデータ活用を行っていく必要があると考えております。例えば、どのような顧客がどのような商品をどのような単価で注文したか、というECサイトならではの情報をビッグデータとして蓄積し、独自に解析することで、サービスレベルとユーザーのロイヤリティを向上させていくことが今後のサービス拡充においては必要不可欠であると考えております。そのため、取引を通じて取得するデータの整備とこれを独自に解析していくための体制構築に取り組んでまいります。

⑥情報管理体制の強化

ユーザーの個人情報を中心とした情報資産を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び情報セキュリティ関連規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後もグループ全体の教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

⑦システムの安定性強化

インターネットを介したサービス提供を行っているため、そのシステムを安定的に稼働させることが重要になります。そのために、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、システム安定稼働のための人員確保、教育・研修の実施等に努めてまいります。

⑧組織体制の整備

継続的な成長には、事業拡大に応じて多岐に亘るバックグラウンドの優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」というビジョンに共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が中長期で働きやすい環境の整備、人事制度の構築を実施してまいります。また、複数事業のポートフォリオ経営を行いながらも企業価値の保全・最大化を図るべく、分社化等による自律的な経営と当社グループとしての全体最適を両立するコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

(5) 主要な事業内容（2024年7月31日現在）

事業区分	事業内容
ラクスル	印刷・集客支援のプラットフォーム「ラクスル」、梱包材のプラットフォーム「ダンボールワン」をはじめとした、間接商材のECサイトを運営しております。
ノバセル	テレビCM・動画広告のプラットフォーム「ノバセル」を運営し、広告代理店事業ならびにマーケティングDX事業を展開しております。
その他事業	他社システム構築支援・保守業務等を行っております。

(6) 主要な営業所（2024年7月31日現在）

会社名	区分	名称	所在地
ラクスル株式会社	当社	本社	東京都品川区
		金沢事業所	石川県金沢市
株式会社ラクスルファクトリー	連結子会社	本社	東京都江東区
株式会社ハンコヤドットコム	連結子会社	本社	大阪府大阪市
株式会社エーリンクサービス	連結子会社	本社	福井県鯖江市
ノバセル株式会社	連結子会社	本社	東京都品川区

(7) 従業員の状況（2024年7月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度比増減
ラクスル	406（181）名	159名増（151名増）
ノバセル	81（13）	8名増（10名増）
その他の事業	69（4）	69名増（4名増）
全社（共通）	70（7）	6名増（－）
合計	626（205）	242名増（165名増）

- (注) 1. 従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ増加した要因は、当連結会計年度中における複数の連結子会社化によるもの、及び事業拡大に向け人材獲得を積極的に行ったことによるものであります。なお、全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門に所属している者であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
324（46）名	55名増（31名増）	35.5歳	2.9年

- (注) 1. 従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度末に比べ増加した要因は、子会社の吸収合併によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2024年7月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,365百万円
株式会社みずほ銀行	3,072百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数193,376,000株
- (2) 発行済株式の総数58,972,546株（うち自己株式810,350株）
- (注) 1. 新株予約権の権利行使により、483,004株増加しております。
2. 2023年12月4日付で実施した譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に伴い、13,450株増加しております。
- (3) 株主数12,902名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,462千株	16.27%
松本恭攝	7,582	13.04
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,121	10.52
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	4,120	7.08
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	1,703	2.93
T H E B A N K O F N E W Y O R K 1 3 3 6 5 2	1,599	2.75
M L I F O R C L I E N T G E N E R A L O M N I N O N C O L L A T E R A L N O N T R E A T Y - P B	1,437	2.47
T H E B A N K O F N E W Y O R K 1 3 3 6 1 2	1,419	2.44
M O R G A N S T A N L E Y & C O . L L C	1,058	1.82
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	1,014	1.74

- (注) 持株比率は、自己株式（810,350株）を発行済株式の総数から控除して算出し、小数点第3位を四捨五入しております。
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況
- 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。
- 2023年11月16日の取締役会決議において譲渡制限付株式報酬として新株式を発行することとし、同年12月4日付で取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名に対して13,450株を割り当てております。
- なお、当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間（2023年12月4日から2026年12月3日）において譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとされております。

		株式数（株）	人数（名）
取締役 （監査等委員である取締役を除く）	取締役（社外取締役を除く）	7,550	1
	社外取締役	5,900	3
監査等委員である取締役		－	－

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、後記「3.会社役員の状況（4）取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2024年7月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	永 見 世 央	CEO クリアル株式会社 社外取締役 ノバセル株式会社 取締役
取 締 役 会 長	松 本 恭 攝	RAKSUL INDIA PRIVATE LIMITED Director ジョーシス株式会社 代表取締役
取 締 役（社 外）	宮 内 義 彦	オリックス株式会社 シニア・チェアマン 株式会社ACCESS 社外取締役 カルビー株式会社 社外取締役 株式会社ニトリホールディングス 社外取締役
取 締 役（社 外）	小 林 賢 治	シニフィアン株式会社 共同代表 株式会社ツクルバ 社外取締役（監査等委員） 株式会社gumi 社外取締役（監査等委員）
取 締 役（社 外）	村 上 由 美 子	MPower Partners Fund L.P.ゼネラルパートナー 株式会社大和証券グループ本社社外取締役
取 締 役 監 査 等 委 員 （社 外）	森 尚 美	森尚美公認会計士事務所 所長 株式会社アトラエ 社外取締役（監査等委員）
取 締 役 監 査 等 委 員 （社 外）	琴 坂 将 広	慶應義塾大学 総合政策学部准教授 株式会社ユーグレナ 社外取締役 SREホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
取 締 役 監 査 等 委 員 （社 外）	宇 都 宮 純 子	宇都宮・清水・陽来法律事務所 共同代表パートナー 株式会社ZOZO 社外取締役（監査等委員） 平和不動産株式会社 社外取締役 ペプチドリーム株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役監査等委員森尚美氏は公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当社では監査等委員が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社と社外役員の重要な兼職先との間に、特別の関係はありません。
4. 当社は、社外取締役（監査等委員を含む。）の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2024年8月1日付で当社「代表取締役社長CEO」の役職名は、「代表取締役社長グループCEO」へ名称変更しております。

6. 当事業年度中の取締役の地位・担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏名	日付	重要な兼職の状況
永見 世央	2023年8月	当社代表取締役社長CEO 就任
永見 世央	2023年10月	ノバセル株式会社取締役 就任
永見 世央	2024年6月	ハコベル株式会社取締役 退任
松本 恭攝	2023年8月	当社代表取締役社長CEO 退任 当社代表取締役会長 就任
松本 恭攝	2023年10月	当社代表取締役会長 退任 当社取締役会長 就任
小林 賢治	2023年10月	株式会社ツクルバ社外取締役（監査等委員） 就任
小林 賢治	2024年7月	株式会社gumi社外取締役（監査等委員） 就任
琴坂 将広	2024年4月	株式会社アピリッツ社外取締役 退任

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、その他重要な使用人であり、会社の要請又は指示により社外法人において役員の地位にある者も含みます。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月11日開催の取締役会において、「取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」を定め、2023年9月12日開催の取締役会において、その内容を一部改訂しております。

(イ) 当該方針の内容

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬は、株主との価値共有を進めながら企業業績の継続的な成長と企業価値の持続的な向上を図る中長期的なインセンティブとして有効に機能する報酬体系にするとともに、それらを実現する優秀な人材の確保・維持を可能とし、各取締役に求められる役割・責任の大きさに応じた適正な報酬水準とすることを基本方針として、固定金銭報酬と株式報酬から構成します。

2023年度より新たに代表取締役社長CEOに就任した永見世央氏については、当社ビジョンである「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」の実現に向けた非連続な成長の実現のために強いリーダーシップを発揮することを期待して、株式報酬の割合を最大限高く設定します。

2. 基本報酬の額の決定に関する方針

固定金銭報酬は、各取締役の職責及び企業業績・中長期的な企業価値構築への貢献に応じて決定します。業務執行取締役に 대해서는、当社ビジョンの実現に向けた非連続な成長を実現するための意思決定及びその実行面を重視し、非業務執行取締役に 대해서는、当社ビジョンの実現のため、独立した立場から多角的かつ健全なリスクテイクを担保するモニタリング面(check and balance)を重視します。また、固定金銭報酬は、月額固定金額にて支給します。

3. 非金銭報酬の内容及び額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

(1) 代表取締役社長CEO

代表取締役社長CEOについては、当社ビジョンの実現に向けた非連続な成長の実現に向けて強いリーダーシップを発揮することに期待するとともに、株主との一層の価値共有を進める目的から、事後交付型リストラクテッド・ストック・ユニット(RSU)を付与します。就任初年度から10事業年度の職務執行の対価として、毎年一定の条件を満たした場合に限り当該事業年度にかかる付与分(87,700株*)の権利が確定し、株式が交付されます。

各事業年度にかかるRSUは、当該事業年度の末日まで継続して代表取締役社長CEOに在任することに加え、前年度に対して連結売上総利益が15%超の成長を達成することを業績条件とします。なお、当該業績条件が未達となった事業年度については、これと同視しうる成長が認められるものとして取締役会の決議により正当と認めた場合を除き、RSUは失効し、株式が交付されないものとします。

*2023年7月31日時点の当社発行済株式総数58,476,092株に対して約0.15%（10年間分で1.5%）

（２）代表取締役社長CEOを除く取締役

代表取締役社長CEOを除く取締役については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるべく、譲渡制限付株式（RS）を毎年継続的に付与します。付与数の算定にあたっては、前段の考慮要素に加え、当社株価水準を加味して決定し、固定金銭報酬とRSの割合は、決定時点の当社株価を基準とした金銭評価を前提として、概ね2：1とします。各事業年度のRSは、原則として定時株主総会の開催後最初の取締役会までに検討・決定しており、譲渡制限期間は原則として3年間とします。

４．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、独立社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会を設置しています。取締役の個人別の報酬内容は、報酬委員会での審議を経た上で原案を策定し、取締役会においてその決議を行います。なお、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議により決定します。

５．その他重要な事項

2023年8月1日に代表取締役社長CEOに就任した永見世央氏については、①報酬委員会の定める株価条件と業績条件を設定した有償ストック・オプションが公正な対価で割当交付されるほか、②当社株式を市場取引により購入させることで、当社の株主価値の創造に向けた強いインセンティブを付与します。なお、②については、当社取締役会の決議により、買付資金の全部又は一部を代表取締役社長CEOに貸付けるものとします。

また、取締役（代表取締役社長CEOを除く）についても、有償ストック・オプションを発行しております。当該ストック・オプションは、取締役各人が自らの投資判断に基づき引き受けが行われるため、会社法上の報酬には該当しないものの、当社ビジョンの実現に向けたコーポレート・ガバナンスの確立においては意義があるものと考えております。

(□) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

前記(イ)「４．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法」に記載の手続きに従い、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しているため、報酬方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	210 (28)	46 (15)	－ (－)	164 (12)	5 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	28 (28)	28 (28)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	239 (57)	75 (44)	－ (－)	164 (12)	8 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬
- ①金銭報酬
- 2019年10月17日開催の第10回定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分3千万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、5名（うち社外取締役は2名）です。
- ②非金銭報酬等
- 2023年10月26日開催の第14回定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当てのための報酬として年額5億円以内（うち社外取締役分5千万円以内）、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数は266,000株以内（うち社外取締役分26,000株以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の当該株式報酬の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、4名（うち社外取締役は3名）です。また、当社は、同定時株主総会において、代表取締役に対して、交付する株式数の総数を877,000株以内とする事後交付型リストラクテッド・ストック・ユニットに係る報酬（以下「RSU」といいます。）の導入を決議いただいております。上記報酬等の総額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬及びRSUの費用計上額が含まれております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬
- ①金銭報酬
- 2019年10月17日開催の第10回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。
- ②非金銭報酬等
- 2023年10月26日開催の第14回定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当てのための報酬として、年額5千万円以内、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数は26,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。

(5) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 社外取締役の重要な兼職状況については、「(1) 取締役の状況」に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
取締役 宮内義彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100％）に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、任意委員会の設置を含めたガバナンス体制の在り方や資本効率に関する外部期待等の観点から助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
取締役 小林賢治	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100％）に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて助言・提言を行うほか、任意委員会であるエグゼクティブコミッティー及び指名委員会の委員並びに任意委員会である報酬委員会の委員長として、各委員会にて主体的に議論に参加し、業務執行又は意思決定の透明性と客観性を担保する役割も果たしております。
取締役 村上由美子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100％）に出席いたしました。出席した取締役会において、国際機関及びグローバルカンパニーにおける経験に基づいて当社組織のグローバル化、ポートフォリオ経営に向けた投資家としての視点から助言・提言を行うほか、任意委員会であるサステナビリティ委員会において、持続的な成長の前提となる当社のダイバーシティを推進する役割を果たしております。
取締役 森 尚美	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100％）、監査等委員会14回のうち14回（出席率100％）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地に基づき、助言・提言を行うほか、外部会計監査人との連携等を通じて、取締役会が実効性の高い監督機能を担う為に必要な役割を果たしております。
取締役 琴坂将広	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100％）、監査等委員会14回のうち14回（出席率100％）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、大学教員としての専門的見地及び社外役員としての豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。成長企業における健全なリスクコントロールの在り方等について助言・提言を行うほか、任意委員会であるエグゼクティブコミッティー、指名委員会及び報酬委員会の委員として、取締役会が実効性の高い監督機能を担う為に必要な役割を果たしております。
取締役 宇都宮純子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100％）、監査等委員会14回のうち14回（出席率100％）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、弁護士としての専門的見地及び社外役員としての豊富な経験に基づき、外部期待を踏まえたコンプライアンスやガバナンス体制の在り方等について助言・提言を行うほか、任意委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員として、取締役会が実効性の高い監督機能を担う為に必要な役割を果たしております。また、任意委員会であるサステナビリティ委員会における重要課題の議論に対して積極的に意見を申し入れております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(注) 当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2023年10月26日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ツ
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 上記報酬以外に、前任監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対して、会計監査人交代に係る報酬3百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	24,981	流 動 負 債	17,983
現 金 及 び 預 金	17,014	買 掛 金	3,825
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,770	未 払 金 及 び 未 払 費 用	2,127
商 品 及 び 製 品	495	短 期 借 入 金	2,300
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	309	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,634
前 払 費 用	424	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	450
そ の 他	967	1 年 内 償 還 予 定 の 転 換 社 債 型	
貸 倒 引 当 金	△0	新 株 予 約 権 付 社 債	5,003
固 定 資 産	18,881	未 払 法 人 税 等	533
有 形 固 定 資 産	1,328	未 払 消 費 税 等	391
建 物 及 び 構 築 物	914	契 約 負 債	591
減 価 償 却 累 計 額	△310	資 産 除 去 債 務	122
建物及び構築物（純額）	603	賞 与 引 当 金	273
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,711	そ の 他	729
減 価 償 却 累 計 額	△1,304	固 定 負 債	10,200
機械装置及び運搬具（純額）	407	長 期 借 入 金	7,006
土 地	135	社 債	2,000
建 設 仮 勘 定	136	資 産 除 去 債 務	110
そ の 他	159	繰 延 税 金 負 債	1,084
減 価 償 却 累 計 額	△114	負 債 合 計	28,184
そ の 他 （ 純 額 ）	45	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	8,324	株 主 資 本	11,062
の れ ん	7,730	資 本 金	2,798
ソ フ ト ウ エ ア	538	資 本 剰 余 金	5,606
ソフトウエア仮勘定	51	利 益 剰 余 金	3,659
そ の 他	3	自 己 株 式	△1,001
投 資 そ の 他 の 資 産	9,228	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,117
投 資 有 価 証 券	7,524	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,119
関 係 会 社 株 式	454	為 替 換 算 調 整 勘 定	△1
長 期 前 払 費 用	8	株 式 引 受 権	123
繰 延 税 金 資 産	217	新 株 予 約 権	1,375
そ の 他	1,022	純 資 産 合 計	15,678
資 産 合 計	43,863	負 債 純 資 産 合 計	43,863

連結損益計算書

(2023年 8 月 1 日から)
(2024年 7 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		51,121
売上原価		33,929
売上総利益		17,192
販売費及び一般管理費		14,668
営業外収益		2,523
受取利息	12	
受取配当金	1	
キャッシュバツク収入	18	
その他の収益	23	55
営業外費用		
支払利息	65	
株式報酬費用消滅損	9	
持分法による投資損失	382	
為替差損	3	
その他の損失	76	536
経常利益		2,041
特別利益		
関係会社株式売却益	1,407	
新株予約権戻入益	132	
その他の利益	12	1,553
特別損失		
解約違約金	134	
和解金	30	164
税金等調整前当期純利益		3,430
法人税、住民税及び事業税	939	
法人税等調整額	449	1,389
当期純利益		2,041
非支配株主に帰属する当期純利益		△76
親会社株主に帰属する当期純利益		2,118

貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,573	流 動 負 債	15,519
現金及び預金	12,795	買掛金	3,272
電子記録債権	49	短期借入金	2,300
売掛金	4,557	1年内返済予定の長期借入金	1,613
商品及び製品	263	1年内償還予定の社債	450
原材料及び貯蔵品	53	1年内償還予定の	
前渡金	115	転換社債型新株予約権付社債	5,003
前払費用	245	未払金	1,465
関係会社短期貸付金	906	未払費用	184
その他の	585	未払法人税等	420
固 定 資 産	22,210	未払消費税等	224
有 形 固 定 資 産	162	契約負債	193
建物	216	資産除去債務	122
減価償却累計額	△151	賞与引当金	199
建物（純額）	64	その他の	69
機械及び装置	756	固 定 負 債	10,055
減価償却累計額	△675	長期借入金	6,970
機械及び装置（純額）	81	社債	2,000
工具、器具及び備品	61	繰延税金負債	1,084
減価償却累計額	△45	負 債 合 計	25,574
工具、器具及び備品（純額）	16		
無 形 固 定 資 産	4,368	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	221	株 主 資 本	11,592
ソフトウェア仮勘定	51	資 本 剰 余 金	2,798
のれん	4,091	資 本 準 備 金	5,606
その他の	2	利 益 剰 余 金	4,189
投 資 そ の 他 の 資 産	17,680	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,189
投資有価証券	7,524	繰 越 利 益 剰 余 金	4,189
関係会社株式	8,213	自 己 株 式	△1,001
関係会社長期貸付金	1,067	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,119
差入保証金	934	その他の有価証券評価差額金	3,119
長期前払費用	7	株 式 引 受 権	123
貸倒引当金	△67	新 株 予 約 権	1,373
資 産 合 計	41,783	純 資 産 合 計	16,209
		負 債 純 資 産 合 計	41,783

(2023年 8 月 1 日から)
(2024年 7 月31日まで)

(单位：百万円)

科 目										金 額	
売上 販売費 販管費 営業 経 特 税 法 法 当	上		原		高				45,127		
	上		利		価				31,979		
	上		総		益				13,148		
	販	費	及	び	一	般	管	理	10,300		
	営	業	外		収	益	益	2,847			
	受	取			利	息		27			
	受	取	配	当	金		1				
	キ	ャ	ッ	シ	ユ	バ	ッ	ク	収	12	
	雑			収	入	入	入	2	43		
	営	業	外		費	用	息				
支	払			利	入	額		63			
貸	倒	引	当	金	繰	入	費	67			
社	債			発	行	減	損	23			
株	式	報	酬	費	用	消	減	9			
投	資	事	業	組	合	運	用	8			
為			替	差	損	失		3			
雑			損		益	益		36	211		
経	常		利		益				2,679		
特	別		利		益						
関	係	会	社	株	式	売	却	1,172			
抱	合	せ	株	式	消	滅	差	266			
新	株	予	約	権	戻	入	益	132	1,571		
特	別		損		失						
関	係	会	社	株	式	評	価	705			
解	約		違	約	金	等		133			
和			解			金		30	869		
税	引	前	当	期	純	利	益		3,382		
法	人	税	、	住	民	税	及	び	833		
法	人	税	等	調	整	業	税	349	1,183		
当	期		純	利	益				2,199		

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2024年9月26日
ラクスル株式会社 取締役会 御中	有限責任監査法人トーマツ 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 古川 譲二	
監査意見		
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ラクスル株式会社の2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。		
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクスル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠		
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
強調事項		
連結注記表（追加情報）の「代表取締役に対するロングタームインセンティブパッケージについて」に記載されているとおり、会社は、代表取締役に対するロングタームインセンティブパッケージを導入し、2023年12月4日付で、「事後交付型リストラクテッド・ストック・ユニット」について契約を締結し、「有償ストックオプション」について新株予約権を発行した。また、「当社株式の買付」については、会社は、代表取締役に対する融資を予定しているが、当連結会計年度では実行されていない。		
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。		
その他の事項		
会社の2023年7月31日をもって終了した前連結会計年度の連結計算書類は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結計算書類に対して、2023年9月21日付けで無限定適正意見を表明している。		

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書	
2024年9月26日	
ラクスル株式会社	
取締役会 御中	
有限責任監査法人トーマツ	
東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐野 明宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 古川 譲二
監査意見	
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラクスル株式会社の2023年8月1日から2024年7月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。	
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。	
監査意見の根拠	
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。	
強調事項	
個別注記表（追加情報）の「代表取締役に対するロングタームインセンティブパッケージについて」に記載されているとおり、会社は、代表取締役に対するロングタームインセンティブパッケージを導入し、2023年12月4日付で、「事後交付型リストラクテッド・ストック・ユニット」について契約を締結し、「有償ストックオプション」について新株予約権を発行した。また、「当社株式の買付」については、会社は、代表取締役に対する融資を予定しているが、当事業年度では実行されていない。	
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。	

その他の事項

会社の2023年7月31日をもって終了した前事業年度の計算書類等は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該計算書類等に対して、2023年9月21日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年8月1日から2024年7月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年9月26日

ラクスル株式会社 監査等委員会
監査等委員 森 尚 美 ㊞
監査等委員 琴 坂 将 広 ㊞
監査等委員 宇都宮 純 子 ㊞

(注) 監査等委員森尚美、琴坂将広及び宇都宮純子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区上大崎二丁目24番9号 アイケイビル1階
ラクスル株式会社 1階会議室
03-6632-9048 (代表)



○交通アクセス JR目黒駅西口から徒歩約5分
東京メトロ南北線・都営三田線目黒駅西口出口から徒歩約5分